



〒220-6010
横浜市西区みなとみらい 2-3-1
クイーンズタワー A 10F
電話:045-682-5271 FAX: 045-682-5253

PRJ-11100518214号-4

日本原燃株式会社 殿

2024年10月22日
LRQA リミテッド

2024年度 第1回第三者定期監査 報告書 (その4) 安全・品質本部の監査結果

1. 一般事項

依頼法人	日本原燃株式会社 〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字沖付 4-108
監査名	2024年度 第1回第三者定期監査
被監査者	安全・品質本部
監査場所	日本原燃株式会社 2024年度 第1回第三者定期監査 初回会議：事務本館 実地監査：事務本館 最終会議 (Web 会議)：事務本館
監査実施日	2024年度 第1回定期監査 2024年9月5日：初回会議 2024年9月5日：実地監査 2024年9月11日：最終会議 (Web 会議)
担当監査員	(LRQA リミテッド)

2. 2024年度 第1回定期監査の視点

2.1 被監査者

定期監査は下表に示す5グループ別を実施した。

グループ	被監査者
(その1)	濃縮事業部
(その2)	再処理事業部・技術本部
(その3)	埋設事業部
(その4)	安全・品質本部
(その5)	監査室

2.2 第三者による定期監査の経緯

LRQA リミテッド（旧ロイド・レジスター・グループ・リミテッド）（以下、「LRQA」という）は、日本原燃（株）（以下、「日本原燃」という）に対して、2004年度第1回定期監査以来、年2回の頻度で定期監査を実施してきた。

2019年度までは、「品質保証体制の確立に係る改善策（以下、「改善策」という）」の取り組み状況の確認に加え、その後の取り組みの進捗や日本原燃の状況に合わせて注力する項目を監査対象として組み入れてきたが、一貫して「決められたことが決められた通り行われているか」の適合性に視点を置いた監査の形態としてきた。

その結果、トラブル発生時に策定した是正処置が決めた通りに実施されていること、また、品質マネジメントシステム（以下、「QMS」という）等の仕組みが確立され、決めたと通りに実施されていることが確認され、全体としてはQMSが各部門に浸透し、定着してきている健全な状態と見受けられ、「改善策」が風化・形骸化の兆候がない旨の評価をおこなってきた。

2023年度は、QMS活動の実施状況として日本原燃が掲げている安全最優先の方針に係るリーダーの想いが、具体的にどのような行動・ふるまいとして現れ、あるべき姿を目指しているのか、その浸透や共有程度について確認した。

2024年度第1回定期監査では、濃縮事業部、再処理事業部・技術本部、埋設事業部を対象に引継ぎの運用に重点を置き監査を行う。安全・品質本部および監査室に対しては業務について改善点がないかを確認する。

2.3 2024年度第1回第三者定期監査の対応方針

2023年度にウラン濃縮工場で発生したトラブルで追加監査（2024年4月）した際に抽出された、保全部門から運転部門への引継ぎの課題は安全・安定運転をするうえで各事業部に共通する重要な事項である。このため、濃縮事業部に対しては追加監査で抽出された提言事項3項目について引継ぎの運用の改善内容を含めて確認する。再処理事業部・技術本部および埋設事業部に対しては、将来の引継ぎに備えて現在の運用を確認する。第2ラインの安全・品質本部に対しては全社部門としての各事業部の活動の監視、第3ラインの監査室に対しては内部監査で改善点はないかを確認する。具体的な監査項目を表1に示す。

表1 2024年度 第1回第三者定期監査項目

監査項目
(1) QMS活動の実施状況
・引継ぎの運用（濃縮事業部、再処理事業部・技術本部、埋設事業部）
・全社部門としての監視（安全・品質本部）
・内部監査（監査室）
(2) 前回までのフォローアップ
・濃縮事業部に対する追加監査（2024年4月）で抽出された提言事項3項目についての改善状況を確認する。

また、被監査者ごとの監査項目を表2に示す。

表2 被監査者ごとの監査項目

被監査者	表1中の監査項目の番号	
	(1)	(2)
濃縮事業部	○	○
再処理事業部・技術本部	○	—
埋設事業部	○	—
安全・品質本部	○	—
監査室	○	—

3. 監査の態様

監査は、文書監査と実地監査で構成するが、実地監査を主体に行う。ただし、実地監査の過程で監査基準文書に対する気づきなどがあれば、文書監査の対象とすることがある。

3.1 文書監査

文書監査は、ある業務を実施するための方策・手順・基準等が適切に文書化されていることを確認するものである。

3.2 実地監査

実地監査は「決めたことが決めた通りに実行されている」ことを検証するとともに、それが効果的に運用されている状況やPDCA展開状況に対する評価を行うものである。

実地監査では実態を把握することが重要との観点から抜き打ち性に注力し、可能な限り監査当日に監査員から求められたエビデンスを提示していただく形態とする。

4. 監査の基準

客観的な判定・評価を行うために、今回の監査では下記を監査基準と定める。なお、一部にLRQAの知見を活用することもある。

- ◇『原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程』、『役務に係る品質マネジメントシステム規程』
- ◇『原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則』および『ISO 9001:2015 (JIS Q 9001:2015)』（諸活動の底流として）

5. 監査結果の評定

監査結果は、監査項目ごとに所見をまとめるが、次の事項を提起することがある。

区分	定義
指摘事項	定めた要求事項が実践・実行されていない事項。不適合相当であり是正が必須。
観察事項	定めた要求事項がほぼ実践・実行されているが、その程度が必ずしも十分でないため、何らかの改善を期待する事項。
提言事項	定めた要求事項が実践・実行されている。その上で、今後のより優れた運用を期待して参考提言する事項。提言事項の採否は、被監査部門の任意とする。
良好事例	さらなる自律的改善が図られており、他の部門にも参考となる事例。

6. LRQA 監査員

監査は2名1組（チームリーダーおよびメンバー）のチームで対応するが、それぞれに監査部門の割付けを行い、内1名が監査時の司会進行役をつとめる。

ただし、全体的なとりまとめはチームリーダーが行う。

7. 監査結果

定期監査は安全・品質本部 品質保証部 保安監視グループに実施した。

監査結果を添付1に示す。

7.1 「指摘事項」、「観察事項」、「提言事項」

定期監査では、口頭説明だけではなくエビデンスの提示を求めた。時間の制約範囲において2.3項の表1の監査項目について可能な限り監査を行った結果、「指摘事項」および「観察事項」は検出されなかった。また、「提言事項」については1件を提起した。

7.2 「良好事例」

今回の監査において、「良好事例」は確認されなかった。

7.3 各監査項目に対する個別所見

(1) QMS 活動の実施状況

保安監視グループの活動は、安全・品質本部 品質保証部の品質目標の中に織り込まれ、品質保証部の実行計画と実施状況確認書の中で全体スケジュールと進捗状況が見えるようになっていたことを確認した。また、重要な課題については監視計画を作成し、定期的に安全・品質改革委員会で報告されているのを確認した。さらに、PICo（パフォーマンス改善推進者）全体会議での情報提供、CR登録後の展開用CRのスクリーニング、その進捗チェックをしていることも確認でき、改めての懸念される事象は確認されない。

重要な課題の抽出や展開用CRのスクリーニングなどはグループミーティングで議論していると説明を受けた。ただし、展開用CRのスクリーニングについてはプロセスを示すエビデンスは残していないとのことで、どのような議論の結果で抽出することにしたのか、または抽出しないことにしたのかを確認することができなかった。判断根拠や考え方を今後も活用するために提言事項とした。

(2) 前回までのフォローアップ（今回は該当なし）

8. 終わりに

(2024年度 第1回第三者定期監査)

保安監視グループの業務は、事業部の問題点や悩みの抽出、改善活動のチェック、解決に向けての支援となっており、日々の活動の中でボトムアップ的な活動が推進されていること、また、社内の会議体でトップダウンによる課題解決に寄与していることを確認した。CAPシステムの改善が希望された場合には、柔軟に対応されることを期待する。

監視部門としてさらなる深掘りなどを通じて、さらに解決すべきテーマはないかとの視点で全社改革への高みを目指した活動とされることを期待する。

すべての被監査者の監査結果を踏まえた総合所見は、全体総括編（PRJ-11100518214号-0）にまとめたので参照いただきたい。

以上

2024 年度 第 1 回第三者定期監査結果
(安全・品質本部)

2024年度 第1回第三者定期監査 安全・品質本部 監査結果概要

被監査部門	安全・品質本部 品質保証部 保安監視グループ	
監査実施日	2024年9月5日	監査員：
<p><QMS 活動の実施状況></p> <p>以下、全社部門としての監視活動状況について確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保安監視グループのミッションは、各事業部の問題点や悩みを明確にし、解決（提案や支援）していく、また、社外情報を入手し、全社に展開しているとの説明を受けた。 ・監視の対象は7項目（1. 朝会や PIM 情報、2. CAP システム情報、3. PICo（パフォーマンス改善推進者）スクリーニング結果、4. PI 判定・分析結果、5. 社外指摘事項への対応状況、6. 安全・品質改革委員会での提言内容への対応状況、7. 本部・室・事業部の長に報告した監視結果への対応状況）としているが、全ての事業部で実施されている項目を選定したとの説明を受けた（資料①）。 ・事業部の朝会や PIM 会議には、オブザーバーとして参加していた。 ・安全・品質本部 品質保証部の品質目標の中に保安監視グループの実施項目や目標が記載されているのを確認した（資料②）。 ・その中で保安監視グループは、1. PRM 評価の改善、2. PI の定量化、3. OE の推進、4. 未然防止活動の推進の 4 つの品質目標を担当しており、品質保証部の実行計画と実施状況確認書で全体スケジュールと進捗状況が見えるようになっていた（資料③）。 ・全社での重要な課題として「CAP システムの運用改善」をテーマとして取り上げ、監視計画に展開していた（資料④）。 ・その進捗や検討結果は、定期的に安全・品質改革委員会で報告していた。具体的には、PRM 評価の定量化を目指した 4 項目（1. PI、2. CAP、3. 社外指摘、4. その他）の改善事例を紹介し、事業部での実施を推奨していた（資料⑤）。 ・事業部の問題点や悩みの重要度のふるい分けでは、グループ方針や個人の考えによるものではなくグループミーティングで議論して抽出するとの説明を受けた。しかし、議事録やメモなど結論に至るプロセスを記録したエビデンスとしては残っていなかった。（提言事項 1） ・CR 登録情報や OE 情報からの CR、OE スクリーニングもグループミーティングなど複数のメンバーで議論し、展開用 CR に登録するものを抽出しているとの説明を受けた（資料⑥）。しかし、この場合も議事録やメモなど結論に至るプロセスを記録したエビデンスとしては残っていなかった。（提言事項 1） ・展開用 CR は、PICo 全体会議で説明した上で他事業部への展開要否を議論・判断していた（資料⑦）。また、展開用 CR の各事業部判断は CAP システムから保安監視グループの管理表に落とし込み、改善されているかどうかをチェックしていることを確認した（資料⑧）。 ・今回の濃縮事業部の事象については、事象発生は 2 月 5 日であるが 2 月 6 日に濃縮事業部が CR 登録していた（資料⑨）。その後、4 月 26 日に日本原燃 HP で本事象とその原因と対策が公開された（資料⑩）。それを受けて、保安監視グループ内で議論して今後社内に水 		(参照文書・記録など)

平展開する必要性を検討する必要があると判断し、5月7日にOE情報で展開用CRに登録した(資料①)。さらに、5月15日のPICo体会議で展開用CRへ登録したことを説明したが、その時点ではトラブルの原因対策の検討に不明確な部分があったために他事業部への水平展開の必要性は一旦保留としていた(資料⑫)。5月29日に開催された次のPICo全体会議で再度他事業部への水平展開を議論し、展開可否を事業部判断として検討することになった(資料⑬)。

- ・本件も含めて各事業部の展開用CRの改善状況は、定期的にJCAPSをチェックしてOE情報PIの進捗管理表に落とし込み、グループ内での可視化ができていた(資料⑧)。

- ・PICo全体会議の中で、保安監視グループから各事業部のPICoに対してスクリーニングでのバラツキ低減で困ったことはないかなど悩みを聞くアクションを起こしているが、現状各事業部のPICoからの悩みはないとの説明を受けた。

- ・現在CAPシステムは実施部門での修正不可となっており、品質保証グループのみが修正可能との説明を受けた。CAPシステムに関しての保安監視グループとしての立場は、本来の主旨とは違った使い方がされている部門に対する警告や注意、有効に使うための事業部支援と考えていた。

(第三者監査所見)

保安監視グループの活動は、安全・品質本部 品質保証部の品質目標の中に織り込まれ、品質保証部の実行計画と実施状況確認書の中で全体スケジュールと進捗状況が見えるようになっていた。重要な課題は監視計画を作成し、定期的に安全・品質改革委員会で報告されていた。また、PICo全体会議での情報提供、事業部で登録したCRの展開用CRへのスクリーニング、その進捗チェックなども行われており、今後も積極的な活動を継続することを期待する。

重要な課題の抽出や展開用CRのスクリーニングなどはグループミーティングで議論していると説明を受けたが、そのプロセスを示すエビデンスがなかった。今後は個々の活動や議論のプロセスをドキュメントとして残すことが重要と感じた。

提言事項

定めた要求事項が実践・実行されている。その上で、今後のより優れた運用を期待して参考提言する事項。提言事項の採否は、被監査部門の任意でよい。

1	OE スクリーニング会議などでの判断や考え方のドキュメント充実を図ること
関連部門	安全・品質本部 品質保証部 保安監視グループ
<p>保安監視グループでは、重要な課題の抽出や展開用 CR のスクリーニングなどはグループミーティングで議論している。ただし、展開用 CR のスクリーニングについてはプロセスを示すエビデンスは残していないとのことで、どのような議論の結果で抽出することにしたのか、または抽出しないことにしたのかを確認することができなかった。活動が組織として行われていることを残しておくほか、今後同様の事象が発生した際に参照することもできるので、これまでは残していなかった判断や考え方をドキュメントとして残すことを提言する。(4.1 組織及びその状況の理解、4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解、5.1 リーダーシップ及びコミットメント、8.1 運用の計画及び管理)</p>	

添付 3

2024年度第1回第三者定期監査

月	日	曜日	時刻		時間	被監査者または監査対象部門等	出席者 (被監査部署等)	出席者 (監査事務局等)	実施場所
			自	至					
9	5	木	10:30	12:00	1:30	安全・品質本部 品質保証部 保安監視グループ			事務本館 206会議室
	11	水	15:58	16:26	0:28	安全・品質本部			